「北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議」開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議(以下「連携推進会議」という。)の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連携推進会議は、糖尿病重症化予防に取り組む団体等が連携を図り、 糖尿病重症化に関する情報共有や対策の検討を行い、その成果を評価、分析 することで、患者のQOLの低下防止及び医療費適正化を目指すことを目的 とする。

(構成員)

- 第3条 構成員は、公益的かつ非営利的に糖尿病重症化予防に取り組む団体の 中から、保健福祉局長が選任した者をもって構成する。
- 2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは保健福祉局長が選任した者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会 限りとする。

(解任)

- 第5条 保健福祉局長は、委員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該 当するときは、これを解任することができる。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
 - 号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員 またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合
 - (2) その他委員であることが不適当と保健福祉局長が認めた場合

(会議の公開等)

- 第6条 連携推進会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。
 - (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合
 - (3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(議事録の公開)

- 第7条 公開の連携推進会議については、その議事録を作成する。議事録には 次の事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時・場所
 - (2) 出席した者の氏名
 - (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

(運営)

- 第8条 連携推進会議は必要に応じ保健福祉局長が招集する。
- 2 連携推進会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(責務)

第9条 委員およびオブザーバーは、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。